

東京工業大学すすかけ台J3棟整備等事業

基本協定書(案)

平成 21 年 7 月 31 日

国立大学法人 東京工業大学

東京工業大学すずかけ台 J 3 棟整備等事業 基本協定書（案）

東京工業大学すずかけ台 J 3 棟整備等事業（以下「本件事業」という。）に関し、発注者国立大学法人東京工業大学（以下「甲」という。）と代表企業●●、構成員●●、及び構成員●●（以下「乙」と総称し、乙の代表企業である●●を「代表企業」、「代表企業」を含む乙の各構成員を個別に「各構成員」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第 1 条 （目的）

本基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と、乙が設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間で締結する本件事業の実施に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に向けて、甲及び乙の義務を定めることを目的とする。

第 2 条 （当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の入札手続における国立大学法人東京工業大学 P F I 事業審査委員会及び甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

第 3 条 （事業予定者の設立）

- 1 乙は、本基本協定締結後速やかに事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。
- 2 前項の場合、各構成員は、必ず事業予定者に出資しなければならず、各構成員が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の 2 分の 1 を超えなくてはならない。

第 4 条 （株式の譲渡）

各構成員は、事業契約が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

第 5 条 （業務の委託、請負）

- 1 事業予定者による本件事業の実施に関しては、設計に係る業務を●●に、建設に係る業務を●●に、工事監理に係る業務を●●に、維持管理に係る業務を●●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする（受託又は請け負う者のうち各構成員以外の者を「協力会社」という。）。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める設計、建設、工事監理、及び維持管理に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結せしめるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。
- 3 第 1 項により事業予定者から設計、建設、工事監理及び維持管理に係る業務を受託し又は請け負った各構成員は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。乙は、第 1 項により事業予定者から設計、建設、工事監理及び維持管理に係る業務を受託し又は請け負った協力会社をして、誠実に業務を実施させなければならない。

第 6 条 （事業契約）

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後平成●年●月●日までに、甲と事業予定者との間で、事業契約が締結されるようにする。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 3 各構成員は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書に署名し、甲に提出するものとする。また、事業予定者の株式を保有する各構成員以外の者全員から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出するものとする。
- 4 第1項の規定に拘わらず、事業契約の締結までに、本件事業の入札に関し各構成員に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は事業契約を締結しない。
 - (1) 各構成員のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に基づき排除命令を受け、同法第49条第7項により当該排除措置命令が確定したとき、当該排除措置命令を受けた者が同法第49条第6項に基づく審判請求を行った場合において、当該審判請求が同法第66条第1項の規定に従い審決で却下され、同条第2項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第3項の規定に基づき当該排除措置命令にかかる違反事実が存在したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第49条第1項に基づく排除措置命令を受けた者が同法第49条第6項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第52条第4項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定に従い当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 各構成員のいずれかが、独占禁止法第50条第1項により課徴金納付命令を受け、同法第50条第5項により当該課徴金納付命令が確定したとき、当該課徴金納付命令を受けた者が同法第50条第4項に基づき審判請求を行った場合において、当該審判請求が第66条第1項の規定に従い審決で却下され、同条第2項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第3項の規定に基づき当該課徴金納付命令にかかる違反事実が存在したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第50条第1項に基づく課徴金納付命令を受けた者が第50条第4項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第52条第4項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定に従い当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 各構成員のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
 - (4) 各構成員のいずれかの役員若しくは使用人等について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき、又は、各構成員、それらの役員若しくは使用人等について、独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 5 第一項に拘わらず、事業契約の締結までに、各構成員のいずれかが、本件事業に関し入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、事業契約を締結しない。

第7条 （準備行為）

- 1 乙は、事業契約の締結前にも、本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約の締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

第8条 （事業契約不成立の場合の処理）

- 1 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び

乙が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。ただし、事業予定者又は乙の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、大学は乙に違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

2 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本件事業に関して甲から交付を受けた資料及びその複写物をすべて返却し、また、本件事業に関して甲から交付を受けた資料を基に作成した文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。

第9条 (秘密保持)

1 甲及び乙は、本件事業又は本基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。また、乙は、本件事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
- (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報

2 前項の規定に拘わらず、以下の場合には、秘密情報を開示することができる。

- (1) 本契約を履行し、管理する甲及び乙の役職員に必要な限度で開示する場合
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士及びその他法令上守秘義務を負う専門家に対し、必要な限度で開示する場合
- (3) 法令に基づき開示する場合、又は政府機関、関係当局及び裁判所に対し法令又はその要請に従い開示する場合
- (4) 事業予定者に開示する場合
- (5) 乙が相手方に本契約と同等の守秘義務を負わせた上で、本件事業に関する資金調達に必要かつ合理的な範囲で開示する場合

第10条 (準拠法及び裁判管轄)

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する紛争又は訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び各構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 発注者
国立大学法人東京工業大学
経理責任者 東京工業大学事務局長

乙 ●グループ
代表企業

基本協定書(案)

住所 ●
商号 ●
氏名 ●

●グループ構成員

住所 ●
商号 ●
氏名 ●

●グループ構成員

住所 ●
商号 ●
氏名 ●

(別紙 1)

平成●年●月●日

国立大学法人東京工業大学 殿

出 資 者 保 証 書

国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）及び[SPC 名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付けで締結された「東京工業大学すずかけ台 J 3 棟整備棟事業 建物等の設計、建設及び維持管理に関する事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、落札者である●会社、●会社、●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は●株であること。
(2) 落札者の保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
(3) 落札者でない者が保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
3. 事業者が、本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を、金融機関に対して譲渡し又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前に、その旨を大学に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書の写しを、契約締結後速やかに大学に提出すること。
4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。なお、株式の譲渡その他の処分後の議決権の保有割合が平成●年●月●日付けの大学と●●と間の基本協定書第 3 条第 2 項に反する株式の譲渡その他の処分はいかなる場合にも行いません。
5. 本書の規定に従い、大学の事前の書面による承諾を得て、事業者の株式を第三者に対して譲渡し又は担保権を設定する場合、当該譲受人に、別紙 2 の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に大学に提出させること。

以上

住所 ●
商号 ●
氏名 ●

住所 ●
商号 ●
氏名 ●

住所 ●
商号 ●
氏名 ●

(別紙2)

平成●年●月●日

国立大学法人東京工業大学 殿

誓約書

国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）及び[SPC名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付けで締結された「東京工業大学すずかけ台J3棟整備棟事業 建物等の設計、建設及び維持管理に関する事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 本日現在、当社が保有する事業者の株式の議決権の数は、●株であること。
2. 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し大学に提出すること。
3. 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に大学に通知すること。

以上

住所 ●
商号 ●
氏名 ●